茨老施協第 １６０ 号

令和２年１１月２７日

会員施設　施設長、管理者各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人

茨城県老人福祉施設協議会

会　長　木村　哲之

感染症発生時における職員の派遣について（お願い）

　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、当協会事業にご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、新型コロナウイルス感染症はまだまだ拡大傾向にあり、介護施設においてクラスター事例も報告されています。

介護施設において複数の職員が感染した場合、入院や自宅待機を余儀なくされ、その場合、職員が不足し、入所者へのサービス提供の継続が困難となることが想定され、感染者がいつ発生するかもしれない状況の中、私たち介護施設においては、感染者の発生時に備え、人材確保の手段を講じておく必要があります。

そこで、この度、職員が不足する施設に他の施設から応援職員を派遣するための枠組み作りである、茨城県老人福祉施設協議会会員における感染症発生時における職員の派遣に関する事項について作成をいたしておりますので、何卒、ご理解の上、ご協力賜りますよう　お願い申し上げます。

つきましては、メールにて関係書類をお送りさせて頂きますので、派遣職員の候補者について募集をさせて頂きたいと思いますので、下記のとおりご協力を頂きますようお願いいたします。

　職員の派遣については、様々な不安もあろうかと思いますが、いつ、どの施設で感染者が発生してもおかしくない状況であり、それに備えておく必要があると思われます。

なお、平行して、茨城県においても施設等職員緊急補充事業を実施いたします。

会員施設の皆様のご理解とご支援ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

1. 派遣費用

（１）派遣職員の給与

　　　添付書類の「派遣協定書」では、派遣職員の給与は、派遣元施設が負担することにな

っておりますが、サービス継続支援事業の対象となるため、所定の手続きを行うこと

により、実質的な負担はありません。

（２）派遣職員の手当

　　　派遣職員へは手当が支払われます。

２．回答締切り日時　　　令和２年１２月１５日（火）

1. 回答方法

　　派遣職員候補者登録申請書（介護施設職員派遣の様式２）に登録事項をご記入いただき、

　　茨城県老人福祉施設協会事務局まで、メールまたはＦＡＸにてお送り下さい。

４．添付書類（メールにて送付）

　（１）感染症発生時における職員の派遣に関する覚書

　（２）新型コロナウイルス感染症に係る応援職員派遣について（案）

　（３）介護保険施等おける感染症発生時の職員派遣概要

　（４）派遣協定書（案）

　　　　　　　　　　　　　　　問合せ先・送付先

　　　　　　　　　　　　　　　　（一社）茨城県老人福祉施設協議会　事務局

　　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ　０２９－２４１－８５２９

　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ　０２９－２４１－４４５６

　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail　info＠jsibaraki.jp